

岩国市の消費者行政に係る意思表示

岩国市では、昭和 40 年代から市民の皆様から消費生活相談を受け付けておりましたが、平成 22 年 4 月 1 日から岩国市消費生活センターを開設し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で問題解決のための助言や各種情報の提供を行っております。

近年では、インターネットを通じた商取引の増加や SNS の利用拡大により、消費者を取り巻く状況は大きく変化し、抱える問題も複雑化しています。

また、令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、これまで以上に契約に関する知識や社会経験の少ない若者への消費者被害が懸念されます。

これらの変化に対応すべく、消費生活センターでは身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに、消費者被害の未然及び再発防止のための啓発活動を推進しています。

更に今後は、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標 (SDGs) の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現という使命の下、市民の皆様が直面する消費に関する課題を、自らの力で解決できる環境づくりに努め、引き続き消費生活の安定と向上に全力で取り組んでまいります。

令和 4 年 3 月 1 日

岩 国 市 長

